

植物検疫措置に関する国際基準 (ISPM)案

ミバエ科管理に関する植物検疫手法 (ISPM No.26の付属書)



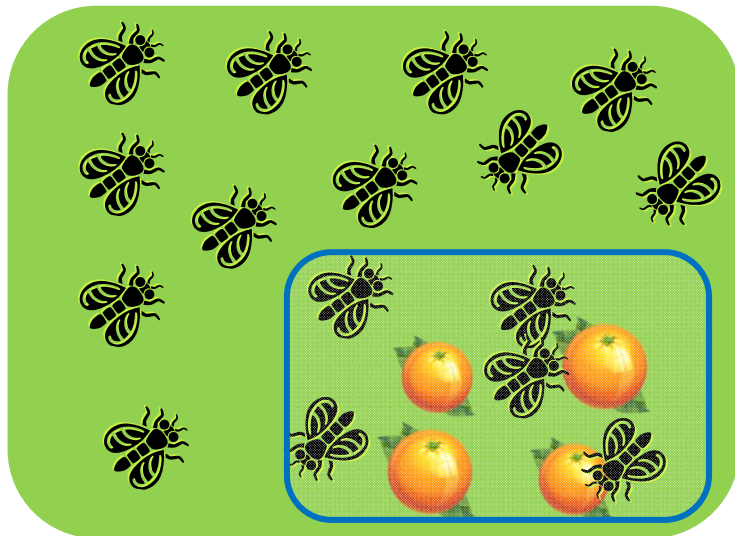
農林水産省

MAFF

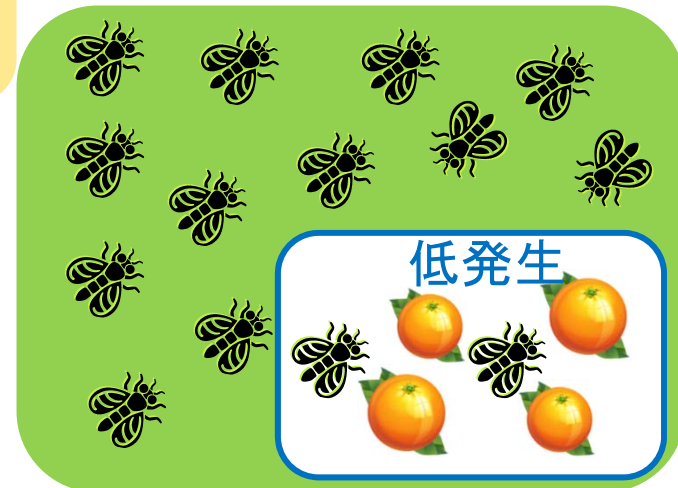
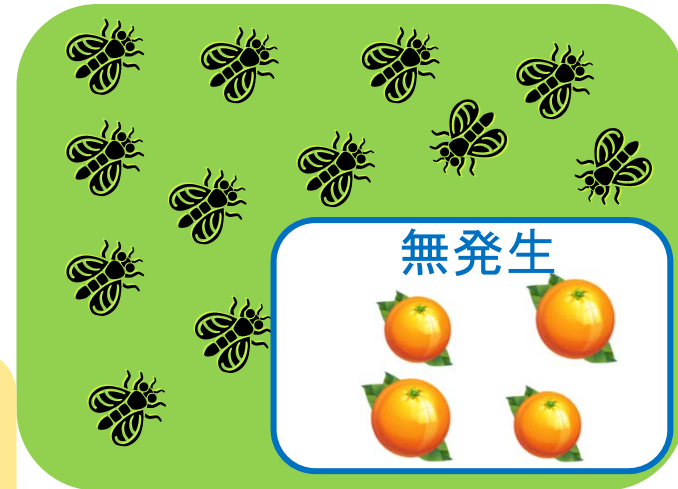
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

ミバエの管理とは？

輸出国（ミバエ発生国）



管理戦略
検疫手法





基準を作成する背景

ミバエを対象とした既存の国際基準 (ISPMs)

無発生地域 (PFA) の設定
(ISPM No.26)

低発生地域 (ALPP) の設定
(ISPM No.30)

システムズアプローチの開発
(ISPM No.35)

検疫手法
の提示あり

具体的な
内容の提
示なし



これまでの経緯

- 2006年 3月 IPPC総会でISPM No.26(ミバエ類に関する有害動植物無発生地域の設定)が採択
- 2006年 11月 本付属書の仕様書(No. 39)を基準委員会が承認
- 2009年 9月 ミバエに関する技術パネルで原案を作成
- 2010年 5月 基準委員会に提出、以後、再度、草案を検討
- 2013年 5月 基準委員会で各国協議案として承認



本付属書の構成

1. ミバエの管理戦略の目標
2. 植物検疫手法の適用に関する要件
3. 管理戦略で使用される植物検疫手法
4. 植物検疫に使用される資材の品質管理
5. ミバエ管理のための戦略及び植物検疫手法の有効性確認
6. 文書化および記録管理
7. 文献



1. ミバエの管理戦略の目標

1. 抑圧 (suppression)

経済基準限度以下に個体数を減らすこと

2. 封じ込め (containment)

汚染地域からのまん延を防止すること

3. 根絶 (eradication)

ある地域から個体群を除去すること

4. 駆除 (exclusion)

ある地域への侵入を防止すること



2.植物検疫手法の適用に関する要件

- 同定能力 (対象となる種の正確な同定が必須)
- 生態 (生活環、寄主植物、分散能力、個体群動態等)
- 利害関係者の参加 (政府機関、地域社会・産業)
- 公衆意識
(侵入リスクが高い地域の住民、旅行者に対する周知活動)
- 業務計画
(必要な手法を具体的に示した公的な作業計画)



3.管理戦略で使用される植物検疫手法(1)

○機械的および耕種的防除

(袋かけ、圃場衛生管理、寄主植物除去、抵抗性品種等)

○殺虫ベイト(毒餌剤)を使用する技術

(蛋白加水分解物、高濃度果糖シロップ、糖蜜) + 殺虫剤等))

○ベイトステーション (bait stations)

(誘引剤と殺虫剤を装着した装置:捕獲虫は保存しない)

○雄除去技術(MAT)

(強力な種特異的雄誘引剤が使用可能な種を対象)

3.管理戦略で使用される植物検疫手法(2)

○大量捕獲 (mass trapping)

果樹園に誘殺剤とセットしたトラップを高密度で設置:捕獲虫保持

○不妊虫(放飼)技術(SIT)

広域の個体群を対象とした環境にやさしいとされる技術

1. 生産過程 大量飼育、不妊化等
2. 生産後過程 梱包、配送、取り扱い、羽化、保管、放飼等

○生物的防除

天敵(*Opius*属等の寄生蜂等)を放飼する

○規制品目の移動規制

寄主植物の持ち込み等による侵入を防止する



4. 植物検疫手法で使用される資材の 品質管理

検疫手法に使用される資材、装置、機器類等
が適切に機能するように管理する。



5. 管理戦略及び植物検疫手法の確認

有効性の確認

- 選択した戦略（抑圧、封じ込め、根絶、排除）
- 関連する植物検疫手法

確認の方法

- トラッピング（成虫）
- 果実調査（幼虫）



6. 文書化及び記録管理

国家植物検疫機関はこれらの戦略のすべてのステージが適切に実施されたことの根拠となる情報を文書化・記録し、それらを保管する。

7. 参考文献



検討の視点

- ミバエ管理に必要な植物検疫手法は網羅されているか？
- 各手法の記述内容は適切か？